

長官

書記官

記者

三月二十日

東京府立第一高等學校

身報編輯 何則 別紙 通法 改定 書
 第五期 本邦より 内施り 本邦より 本邦より 本邦より
 以上中ノ上 本邦より 本邦より 本邦より 本邦より
 本邦より 本邦より 本邦より 本邦より 本邦より

乙戌七帖二丁

長官

書記官

記名簿

報告書編輯係別改正之系上申案

当使報告書編輯係別別冊ノ通改正致之并五期
ヨリ施行候系此段上申候也

明治三十年六月廿五日 副探査官 黒田清隆

大政大臣三條實美殿

三十年六月廿五日

系長 中島亮平

乙亥年三月

六月廿

長官

京一宮屏洞

書記官

記名簿

独逸國商船オツト辨難船ノ義上申

独逸國商船ブリク形オツト辨本年五月六日吉使管下

渡島國津輕郡清部村沖ニ風雨ノ為ノ船難ニ觸ル船

體悉皆破碎候存多使吏貞候地へ出張夫々救援船

長以下別記人名一同無滞上陸辱得護リ加候上汽船

便ニテ横濱駐在諸國領事官へ護送引渡候旨函録

支廢ヲ届出候条此段上申候也